

税と保険料の納付

口座振替を 市役所で受け付け

市役所での手続きなら届け出印は不要。登録後は納付の手間が省けます

問い合わせ
市税収納課 ☎(740)1134
保険収納課 ☎(740)1177

市税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付は、口座振替が便利です。市役所では、「ペイジー口座振替受付サービス」で受け付けています。

▽みずほ銀行▽三菱UFJ銀行▽みなど銀行▽りそな銀行▽尼崎信用金庫▽ゆうちょ銀行

【口座振替の対象金融機関】ペイジーの対象金融機関の他、次の通り。

但馬銀行▽大正銀行▽みずほ信託銀行▽三井住友信託銀行▽近畿労働金庫▽兵庫六甲農業協同組合

また、金融機関で申し込む場合は、通帳と通帳届け出印、通知書、口座振替申込書を持って、取り扱い金融機関の窓口へ。

【ペイジーの対象金融機関】三井住友銀行▽池田泉州銀行▽関西みらい銀行▽京都銀行

75歳になる人

後期高齢者医療保険に移行したら確認を

国民健康保険加入時に口座振替を利用していた人が後期高齢者医療保険に移行した場合、**振替口座は引き継がれません**。口座振替の申し込みが必要です。

31年度口座振替（第1期または全期一括分）申込期限

対象	ペイジー口座振替受付サービス		金融機関での口座振替申込期限
	市役所窓口	申込期限	
市税	固定資産税・都市計画税	2階 市税収納課	5月22日(水)
	軽自動車税		4月10日(水)
	市・県民税（普通徴収）	6月20日(木)	5月10日(金)
国民健康保険税	1階 保険収納課	7月19日(金)	6月10日(月)
後期高齢者医療保険料			

国民年金第1号被保険者が対象

産前産後の保険料を免除します

保険料の免除期間は4カ月間
医療助成・年金課の窓口での申し込みが必要

問い合わせ 医療助成・年金課 ☎(740)1171

免除された期間は保険料納付済期間に換算

国民年金第1号被保険者で2月1日以降に出産する人を対象に、産前産後期間の保険料免除制度が4月1日(月)から始まります。免除期間は、出産予定月か出産月の前月から4カ月間で、多胎児は3カ月前から6カ月間です。免除された期間は保険料納付済期間となり、年金受給額に反映されます。なお、他制度で全額免除中の人も手続きが必要です。

希望者は、4月1日から市役所1階の医療助成・年金課と尼崎年金事務所に備え付けの申請書に必要事項を書き、母子健康手帳と年金手帳または本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）、認め印（申請者本人が署名する場合は不要）を持参の上、同課へ提出してください。出産予定日の6カ月前から提出可。



国民健康保険

加入者の皆さんへ

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(740)1170

変更手続きは14日以内

就職や退職、転入、転出した人は、14日以内に国民健康保険の手続きが必要です。また、保険料の納付は原則口座振替です。キャッシュカードと本人確認書類だけでも口座振替の手続きが可能。詳しくは、国民健康保険課へ。

▶就職したとき

国民健康保険をやめる手続きが必要。新たに加入した社会保険の保険証と国民健康保険証、認め印を持って市役所1階の国民健康保険課へ。

▶転出したとき

国民健康保険をやめる手続きが必要。転出手続き後に国民健康保険証、認め印を持って同課へ。

▶社会保険などの資格を喪失したとき

次の①～③のいずれかの方法で、手続きが必要。①社会保険の任意継続に加入する②社会保険に加入している家族の被扶養者になる③国民健康保険に加入する。①②は勤務先などへ。③は健康保険資格喪失証明書と認め印、通帳、通帳の届け出印を持って同課へ。

▶川西市に転入したとき

国民健康保険の加入手続きが必要。転入手続き後に認め印、通帳、通帳の届け出印を持って同課へ。

離職者の国保税を軽減

倒産や解雇、雇止めなどで離職した人は、国民健康保険税が軽減されます（申告が必要）。対象は、雇用保険の特定受給資格者と特定理由離職者として失業給付を受ける人です。軽減期間は、離職日の翌日から翌年度末まで。申告済みの場合、更新は不要です。

また、この軽減制度に該当しない人も、会社都合での退職や休・廃業など、市の条例で保険税を減免できる場合があります。申告方法など詳しくは、市役所1階の国民健康保険課へ。

特定健診の受診料か人間ドック費用を助成

同年度内で、特定健診か人間ドックのいずれかのみ助成可。

【特定健診の受診料を助成】

40～74歳の加入者に、31年度特定健康診査受診

券を送付します。発送時期は1～4月生まれの人と年度内に75歳になる人は4月中旬。5～8月生まれの人は6月中旬。9～12月生まれの人は8月中旬です。受診できる医療機関などは同封のリーフレットに掲載。

発送時期より早く受診を希望する場合や、4月以降に国民健康保険に加入して受診する場合は国民健康保険課へ。

【人間ドック費用を助成】

32年3月31日時点で40歳以上の国民健康保険加入者を対象に、人間ドック費用の7割（上限2万4,000円）を助成します。

助成条件は次の①～③を全て満たす人。①特定健康診査の検査項目が全て含まれている②国民健康保険税を滞納していない（分割納付中の人は要相談）③30年度に助成を受け、特定保健指導の対象になり、同指導を終了している（一部服薬している場合を除く）。

受診後から32年5月末までに、保険証と認め印、振込先口座（受診者名義）が分かるもの、領収書、検査結果を、市役所1階の国民健康保険課に持参してください。市立川西病院や保健センター、協立病院、九十九記念病院、ペリタス病院で予約した場合、予約日の2週間前までに申請すれば、助成券の交付が可能。保険証を持参の上、同課で申請してください。

がん検診を無料で受診

市民が医療機関の窓口で国民健康保険被保険者証を提示すれば、下記のがん検診を無料で受診できます。保健センター☎(758)4721か指定の医療機関（3月末に全戸配布する「健康づくり事業のご案内」に掲載）に予約の上、受診してください。

子宮頸がん・乳がん検診で市の無料クーポン券を持っている人は、同クーポンを併せて提出してください。

▶40～74歳の人一肺がん、大腸がん、胃がん、子宮頸がん（女性のみ）、乳がん（女性のみ。隔年度受診）

▶50～74歳の男性一前立腺がん

出産時に窓口支払い額を軽減

出産育児一時金を国民健康保険が直接医療機関へ支払うことで、退院時に窓口で支払う金額を軽減できます（直接支払制度）。

金額は40万4,000円（産科医療補償制度加入機関利用は42万円）。出産費用が一時金に満たない場合は、市役所1階の国民健康保険課で申請すれば差額を支給します。直接支払制度が使えない医療機関などで出産する場合は、出産前に同課へ。

産科医療補償制度は、分娩に関連して重度脳性まひになった子どもとその家族が対象。子どもの5歳の誕生日までに申請してください。詳しくは同制度に加入する分娩機関か同制度専用コールセンター☎0120(330)637へ。